

東 風

東区から玄海原発の廃炉を考える会通信 62 号

福岡市東区千早 5-17-18 TK ビル 2 号館 1 階

市民ネットワーク福岡 事務所気付

TEL 092-662-5077 FAX 092-662-5097 (2025 年 4 月 7 日発行)

「東区から玄海原発の廃炉を考える会」総会を開催します！

昨年元旦の能登半島地震は志賀原発が大きな被害を受けました。大きな放射能漏れがなかったのは不幸中の幸いでしたが、周辺の地域は道路の隆起や土砂崩れ、住宅も大きな被害を受け、もし原発事故が起こったら避難は不可能だということを如実に示しました。

あの福島第一原発のメルトダウン事故から今年で 14 年、政府と電力会社はその大事故を忘れ去って、志賀原発の被災で避難計画の不備が証明されたにもかかわらず、2 月に公表された「第 7 次エネルギー基本計画」では、原発の比率を 2 割程度とし、老朽原発の再稼働や新たに原発を新增設すると打ち出しました。2 割といえばおよそ 30 基の原発の再稼働ないしは新增設が必要です。使用済み核燃料が処分する当てのないまま増え続けることになります。

この間、女川原発、島根原発が再稼働しました。高浜原発、美浜原発では運転差し止めを求めた裁判は請求棄却となってしまいました。一方敦賀原発は規制委の審査に不合格となったものの、電力会社は控訴すると声明しています。

一方玄海原発を抱える玄海町では、使用済み燃料プールのリラッキングや乾式貯蔵を 2019 年に国に申請し、2022 年には佐賀県が事前了承しています。乾式貯蔵施設は 2025 年に着工し 2027 年から稼働すると九電は計画しています。六ヶ所村の再処理施設の完成が見通せない中、玄海原発敷地内にずっと保管しなければならない事態が目に見えています。

さらに玄海町は、使用済み核燃料の最終処分場候補地に手をあげ、文献調査を誘致し、数億円を手にしました。もし大事故が起きれば、近隣の唐津市や福岡県の糸島市、福岡市にも大きな影響は避けられません。現地の町と佐賀県が了承すれば OK とする現在の制度はとても不十分なものです。

玄海原発に関する裁判は現在、福岡高裁で控訴審が進んでいますが、来る 7 月 15 日の控訴審で双方最終準備書面を出し、結審する予定です。裁判闘争をはじめ脱原発の社会に向けて私たちは粘り強く戦っていかねばなりません。

この 1 年を振り返り、次の一步を踏み出すべく、第 11 期総会を開きます。御多忙でしょうが是非ご参加ください。

(A)

第 11 回定期総会

日時・場所 5 月 10 日 (土) 13 時～16 時 市民ネットワーク福岡 会議室

議題 第 11 期 (2024 年 4 月～2025 年 3 月)

活動総括・会計報告、第 12 期活動方針・予算案、役員改選

総会後講演会 (14:00～16:00)

『韓国原発の現状と川内原発について』

～ 講師：宮崎の自然と未来を守る会 青木幸雄さん ～

日韓交流の旅を通じて、韓国の原発の現状・反原発の運動、川内原発の問題について

福島第一原発事故原子力緊急事態宣言は未だ発令中！

14年目の真実

原発事故の周辺の放射線量はどうなってるのか、「当局データ」に独自測定で調査にのぞむことが報道の意義だとして、放射線量やセシウム濃度などを自前の測定データに基づく報道に取り組む記者がいます。第一原発の事故では安全神話は完全に崩れ、被災者の当局不信はすさまじく、科学的客観的であるはずの測定値まで疑われる状況でした。調査の結果、野生の山菜・きのこのセシウム汚染は2024年食品基準の100倍を超える数値が発生していたことが判りました。

また、原発建設当時の責任者との調査で、崖を削り津波リスクを高めた設計は、疑問だらけでした。もともと35メートルの崖に、過酷事故を起こした1～4号機の原発は崖を25メートルも削って海拔10メートルまで掘り下げられた地点に、地下水が湧き出る苦労の上に建てられた。後に15メートルを超える大津波に襲われた原発に建設当時の責任者は「ターンキー方式と言って1号機は米国メーカーの言う通りに造るしかなかった。高い場所に建てたら、海水ポンプや荷揚げ施設の仕様がたくさん出る。それに上の地盤は軟弱で削らないと原発の重さに耐えられなかった。」「電源盤だけでも上げていけば・・・」率直に語った責任者は原発事故後ずっと現場を苦しめつづける汚染水問題（主に地下水）、電源盤や発電機が水没の恐れのある地下に置いた問題、を語った。あふれる地下水について「東電の言う通りには減らなかった。」と東京新聞山川記者は述べてます。

福島原発事故は1～3号機が同時にメルトダウンを起こすという、86年のチェルノブイリ原発事故をしのぐ世界史上もっとも悲惨な惨事でした。原因は東電の経営判断の誤りが起こした事故であり、後押しした国の原子力政策です。結果解決の見通しの立たない**廃炉計画**が未来の子ども達に残されてしまいました。昨年11月やっと14年かけて全体の12億分の一粒のデブリが取り出されたが、推計880トンの燃料デブリの取り出しは、格納容器まで溶け落ちているため難しい作業を強いられ、全量回収には170年かかると試算された。ちなみにチェルノブイリ原発はデブリが取り出せずコンクリートの石棺で閉じ込めている。79年炉心溶融が起きたスリーマイル原発は130トンのデブリの回収に4年3か月を要した。しかし福島は、取り出したデブリの処分方法や処分先も未定。廃炉の道も決まらず未だ、**原子力緊急事態宣言**は解除できないのです。

3月11日、東日本大震災・福島原発事故から14年目を迎えました。ウイークデーにも関わらず警固公園に180名の仲間が集まり、「原発再稼働反対。汚染水の海洋放出の中止。」のシュプレヒコールを上げ、市内デモの後、九電本社に抗議と申し入れ行動を行いました。

3月6日、広島地裁は、具体的危険を認めずとし、伊方原発差止訴訟を棄却した。最高裁では東電刑事裁判が棄却され、国はエネルギー政策転換で原発を最大限に利用する方針に切り替えた。

九電は計画が凍結されていた川内原発3号機を建設しようとしている。ストップ川内原発鹿児島実行委の向原さんは「原発のリスクが拡大、より長期化する」と警戒を強めています。

宮崎の自然と未来を守る会の青木さんは「福島の事故の教訓は『**運転開始から原則40年で廃炉**』だった。日本は地震と火山の国、将来世代に負の遺産をこれ以上残すべきでない」と訴え、「心折れそうになったことは一度もない。原発を止めるため、これからも活動を続けたい」と力をこめて語ってくれた。今回、5月10日 彼の講演会を予定しています。玄海～川内～釜山をつなぐ、反核反原発の波をつくれたらと思います。釜山の**新古里原発**は対馬から60kmの位置にあり、重大事故が起これば、気象条件によっては韓国以上の甚大な被害が出て、「日本で最大2830万人の避難」との試算があり、無関心ではられません。是非、講演に参加ください。（TN）

《裁判闘争報告》

東電福島原発事故刑事裁判の上告棄却を糾弾する！

3月5日(水) 付の決定で、最高裁第二小法廷(岡村和美裁判長)は旧経営陣を無罪とした一、二審の判断を支持し、検察官役の指定弁護士の上告を棄却した。検察審査会の議決を受け、双葉病院からの避難を強いられた入院患者44人を死亡させたとして業務上過失致死罪に問われた武黒元副社長・武藤元副社長らの無罪が確定した。原子力行政におもねった上告棄却は極めて不当な判断だ。このような司法判断は許してはならない。

◎2/ 6(木)福島原発被害者救済国家賠償請求九州訴訟 第1陣第10回控訴審

寒さにもかかわらず40数名の傍聴があった。金本暁氏の本人尋問が行われ、池永弁護士が主尋問を行った。原発事故にあった中学1年当時の状況や避難の経過、それに伴う苦しい体験が証言された。東電の代理人弁護士が反対尋問を行ったが、避難は被ばくを避けるためではなく、父親が教会を引き継ぐためだったのではないかという極めて悪辣なとんでもない尋問だった。

※5/22(木)14:00～ 最終弁論 結審の予定

◎2/26(水)クリーンコープ託送料金認可取消請求訴訟控訴審 判決

傍聴者約45名。12/18川内原発行政訴訟控訴審の時と同じように、テレビ、朝日、毎日等多くのマスコミが来ていた。「控訴を棄却する。」と久留島裁判長は述べ、控訴理由は述べず、ほんの10秒で閉廷した。判決理由は以下の通りで、原告の控訴を棄却した。

①電気事業法の改正経過などを踏まえ、「電気の全需要家が公平に負担すべき公益的な課題に要する費用」を託送料金で回収することは、経済産業相への委任の範囲内と解釈。

②賠償費用等を「専門技術的・政策的な領域に属する」などとして公益的課題の費用に当たると認め、託送料金への上乗せを認めた省令は適法とした。

今後の対応について、「原判決と控訴審判決は間違っていることや裁判所が司法の役割を放棄していることを追及する」ために、3月10日に最高裁へ上告した。

◎3/26(水)川内原発行政訴訟 第8回控訴審(結審)

被控訴人(国)は、前回採用した異証書に対する反論を提出したが意見陳述はしなかった。

控訴人代理人中野弁護士は最終弁論で、火山学、マグマ学の世界権威である神戸大学異好幸名誉教授の『『鬼界カルデラ』の地下に大きな『マグマだまり』の存在が否定できない』という証書の中身を再度分かりやすく説明し、「マグマだまりの存在を明確に否定できない限り噴火の可能性が否定できない」等陳述した。そして、裁判長に火山活動による事故のリスクが世界一高い原発である川内原発について、原子力規制委員会の設置変更許可の取消を迫った。

また、弁護団は2024年7月5日の第6回控訴審では、証人尋問した原子力規制庁職員櫻田道夫氏は、「一般災害の防災と原発の規制を同列に考えているのか」という質問に対し、「同列に考えてはいけないという考えが私にはわかりません」「宮崎支部の判決の“社会通念“は使える」との証言を引き出した。このような規制庁職員の考えが3.11を引き起こし、全く教訓としていないことを断罪した。原発事故の被害は、国を超えていく。日本しか通用しないガラパゴス的“社会通念“ではなく、国際基準に沿って判断すべきであると弁護団は訴えた。

※判決は8月27日(水) 14:00

(M)

「原発事故災害の備えについて」質疑を行いました。原発は廃炉が進んでも長期にわたり危険と隣り合わせだということを念頭に置いた備えが必要です。そこで、今回は最低限の防御としての安定ヨウ素剤に関連した内容を11問行いました。 ※【 】は答弁。

- ① 新年度予算と入手時期、入手内容 【予算 4,551,000 円で、6月末に錠剤 218,000 錠、ゼリー剤 5,380 包を入手予定。(服用期限が切れる分の補充)】
- ② 配備・備蓄箇所数とその考え方 【玄海原子力発電所から 50 km圏内に居住する住民と市職員が 1 回服用できるよう約 60 万人分を市内 20 か所に分散備蓄】
- ③ 備蓄の必要性和、配布の具体的手順 【50 km圏内が福島原発事故で影響があった。国の指示を受け、市災害対策本部長が安定ヨウ素剤の配布・服用を指示し、避難経路上にある小中学校などの配布会場にて、医師の問診を受けた市民に市職員が配布。】
- ④ 医師の問診を受ける具体的な体制についてと発災から配布までのタイムスケジュール 【屋内退避が基本、安定ヨウ素剤の配布は行わない。国の指示に基づく一時移転が必要となった場合、市民・職員に対し、配布会場等にて配布。問診体制は、福岡市医師会に医師の派遣を依頼し確保する。】
- ⑤ ヨウ素剤配布訓練の実施 ⑥市民への周知と市民全員分の備蓄の必要性 ⑦事前配布の必要性 【ない】
- ⑧ヨード等アレルギーの方への考えや配慮について 【アレルギーなど、安定ヨウ素剤の服用ができない方には、放射性プルームが飛来する前に避難を開始するよう事前周知に努める。】
- ⑨50 km以上に被害が及ぶと予測される場合の周知(発災時)と対応について ⑩災害時の企業の物資(安定ヨウ素剤)提供に関する災害協定を九州電力と行うこと ⑪原発災害の備えについて十分だと考えているのかです。

質問の最後には、福島原発の事故を教訓に福島を忘れず、原発事故災害対策は見直すべきことが多々あると、災害対策の充実を強く求めました。福岡市の避難計画では、基本は屋内退避で配布しない、国の指示待ち状態です。生活環境の分科会でも、各局に対し、いざという時に職員が意識を持って業務に当たれるように、安定ヨウ素剤の準備について質問しました。意見開陳では、市内中小事業所などでの BCP 作成支援が重要なこと、各局の詳細な BCP の必要性、原子力事故と風水害及び地震が同時に起きた時の対応のための見直しの必要を訴えました。一歩ずつでも対策としては充実するよう、そして何より原発に頼らない社会になるよう声をあげ続けます！

【編集後記】

◇巨額の不当利益、大手電力が市場独占

国内最大の発電会社 J E R A (東電と中部電力の折半出資)が、意図的に電力価格をつり上げ、最大で一日一億円を超す不当な利益を得ていたことが、共産党岩淵参議員の電力・ガス取引監視委員会(電取委)への聞き取りで明らかになった。卸電力市場で売り惜しみによる相場操縦を行っていた。電取委の権限が弱いため、J E R A の不当利益に対して返還命令、業務停止命令や罰金、罰則を科すこともできない。大手電力の独占の規制は不可欠だ。(M)